

収入印紙  
はり付け欄

## 林業・木材産業改善資金借用証書

1 借受条件等	貸付決定日	年 月 日
	貸付決定番号	
借用金額		
資金の内容		
資金の用途		
利率	無利子	
最終償還期日		
振込先口座		
備考		

（注）振込先口座の欄には、金融機関名、預金種目、口座番号及び口座名義を記載すること。

なお、口座名義は仮名書きとすること。

### 2 償還計画

回数	償還期日	償還金額	残高	備考
1	年 月 日	円	円	
2				
~~~~~				
15				

上記のとおり正に借用し、金員を受領いたしました。

については、茨城県林業・木材産業改善資金貸付規則、上記の条件及び特約条項を固く守り、相違なく返済します。

年 月 日

茨城県知事 殿

債務者 住所  
氏名 (印)  
〔法人その他の団体の場合にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕  
連帯債務者 住所  
氏名 (印)  
連帯保証人 住所  
氏名 (印)

## 林業・木材産業改善資金借用証書特約条項

### (期限前償還)

第1条 林業・木材産業改善資金の貸付けを受けた者（以下「乙」という。）は、茨城県（以下「甲」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認め、期限前償還の請求をした場合には、償還期限（分割払の場合の各支払期日を含む。以下同じ。）にかかわらず、直ちに債務の全部又は一部を弁済しなければならない。

- (1) 乙がこの資金を貸付けの目的以外の目的に使用し、又は事業実施期間経過後長期にわたり使用しないとき。
- (2) 乙がこの資金の借入れに際し、又はその借入後この資金に係る債務の全部を弁済するまでの間において、甲に対して虚偽の申出若しくは報告をし、又は故意に必要な事実の報告を怠ったとき。
- (3) この資金により改良され、造成され、又は取得された施設が貸付けの目的に反して使用され、譲渡され、交換され、貸し付けられ、若しくは担保に供され、又は公用収用されたとき。
- (4) 乙が茨城県林業・木材産業改善資金貸付規則及びこの契約に違反し、又はこれらに基づく義務の履行を怠ったとき。
- (5) その他甲が債権保全上著しい支障があると認めたとき。

### (繰上償還)

第2条 乙は、償還期限にかかわらず、借入金の全部又は一部を繰上償還することができる。

### (報告)

第3条 乙は、事業完了後30日以内に、甲に対し林業・木材産業改善資金事業実施報告書を提出するものとする。この場合において、共同で借り受けた場合には、林業・木材産業改善資金事業実施報告書に個人別内訳を明記し、各人の確認印を押印するものとする。

2 乙は、この資金の対象事業の遂行が困難となった場合又は対象事業を変更し、中止し、若しくは廃止する場合は、甲に速やかに報告してその指示に従わなければならない。

3 乙は、甲の指示するところに従い、経営状況その他必要な事項を遅滞なく甲に報告しなければならない。

4 乙は、次に掲げる場合には、遅滞なくその旨を甲に報告しなければならない。

- (1) 乙の住所、氏名等に異動を生じ、又は乙若しくは連帯保証人（以下「丙」という。）に死亡、解散その他これらに準ずる事実が発生した場合
- (2) 丙の資産若しくは事業の状況に著しい変動を生じ、又はそのおそれがある場合
- (3) その他甲が指示する場合

### (調査)

第4条 乙は、甲の職員その他甲の委託を受けた者が、乙の事業の状況、書類、帳簿その他必要な事項を調査することを承認し、これに必要な便益を提供しなければならない。

2 乙は、甲の職員その他甲の委託を受けた者が、担保物件に立ち入ること等により、これを調査することを承認するものとする。

### (弁済充当の指定権)

第5条 乙及び丙は、この資金に係る債務の弁済として数個の給付をなすべき場合又は甲からの債務がこの資金に係る債務以外にもある場合において、これらの債務の全部を消滅させるに足りない弁済がなされたときは、その弁済金がいずれの債務に充当されるかについては、甲に指定権があることを承認するものとする。

### (違約金)

第6条 乙は、支払期日までに償還金を支払わなかった場合又は甲の指定する支払期日までに第1条の規定により期限前償還すべき金額を支払わなかった場合には、延滞金額につき年12.25パーセントの割合をもって当該支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金を甲に支払わなければならない。

2 乙は、林業・木材産業改善資金助成法（昭和51年法律第42号）第10条の規定による支払の猶予の申請をした場合において、支払期日を過ぎて猶予しない旨の決定があったときにおいても、前項の規定による違約金を支払わなければならない。

3 乙は、第1条各号（第5号を除く。）のいずれかに該当したこと（乙の故意による場合に限る。）を理由として甲から期限前償還の請求を受けたときは、当該請求に係る貸付金の貸付けの日から期限前償還金の支払の日までの日数に応じ当該請求に係る貸付金の額につき年12.25パーセントの割合で計算した違約金を併せて支払うものとする。

### (連帯保証人)

第7条 丙は、この契約から生ずる一切の債務につき乙と連帯し、その履行の責めを負うものとする。

2 乙は、甲が連帯保証人の追加を必要と認めて請求した場合は、直ちにこれに応じなければならない。

3 甲は連帯保証人の交替に関し乙から請求があった場合において、適当と認めるときは、これを交替させることができる。

### (担保の提供)

第8条 乙は、別に締結する担保権設定契約に従い、速やかに当該担保権設定契約に係る担保を甲に提供しなければならない。

### (担保の保全)

第9条 乙は、甲の承認を得ずに、担保として提供した資産を他人に譲渡し、賃貸し、他の債務の担保に供し、その現状を変更することその他甲に損害を及ぼすおそれのある一切の行為をしてはならない。

2 乙は、担保として提供した資産の価額が滅失、損傷等の事情により減少したときは、遅滞なくその旨を甲に報告し、その指示に従わなければならない。

### (担保の追加)

第10条 乙は、甲が担保の追加を必要と認めて請求した場合は、直ちにこれに応じなければならない。

2 甲は、担保の変更に関し、乙から請求があり、適当と認めるときは、これに応じなければならない。